その他告示

○総務省告示第二百九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項（法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定によるその政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和八年八月六日

総務大臣　林　芳正

(一)　政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党茨城県衆議院比例区第一支部	西條　昌良	卯月　秀一	茨城県神栖市土合北二―一一―一三	衆議院議員	○	（令和）八、四、九
自由民主党茨城県衆議院比例区第二支部	石川　昭政	門　一実	茨城県日立市会瀬町四―五―一七	衆議院議員	○	八、四、九
自由民主党群馬県衆議院比例区第一支部	尾身　朝子	伊藤　元万	群馬県前橋市総社町総社三一三七―一	衆議院議員	○	八、四、一〇
自由民主党山口県衆議院比例区第二支部	俵田　祐児	大野　一成	山口県山口市銭湯小路二二―一	衆議院議員	○	八、四、一三
自由民主党福岡県衆議院比例区第二支部	河野　正美	沼田　悟	福岡県福岡市中央区渡辺通一―一二	衆議院議員	○	八、四、九
自由民主党香川県参議院比例区第七支部	木村　義雄	石川　廣	香川県高松市松島町三―二二―四	参議院議員	○	八、三、九
中道改革連合衆議院比例区北海道第１総支部	佐藤　英道	布川　和義	北海道札幌市中央区北一条西九―二―一一	衆議院議員	○	八、二、一六
中道改革連合衆議院比例区関東第１総支部	石井　啓一	杉戸　研介	埼玉県草加市瀬崎一―一九―一	衆議院議員	○	八、二、一六
中道改革連合衆議院比例区南関東第１総支部	角田　秀穂	鈴木　隆	千葉県船橋市湊町一―七―四	衆議院議員	○	八、二、一六
中道改革連合衆議院比例区東京第２総支部	河西　宏一	石井　敏之	東京都北区滝野川六―二一―一	衆議院議員	○	八、二、一六
中道改革連合衆議院比例区東京第３総支部	大森江里子	天野　明美	東京都渋谷区代々木一―二三―七	衆議院議員	○	八、二、一六
中道改革連合衆議院比例区北陸信越第１総支部	中川　宏昌	大久保智広	長野県松本市野溝西一―三―四	衆議院議員	○	八、二、二四
中道改革連合衆議院比例区近畿第１総支部	赤羽　一嘉	治井　邦弘	兵庫県神戸市兵庫区大開通二一―三―六	衆議院議員	○	八、二、一六
中道改革連合衆議院比例区近畿第２総支部	中野　洋昌	能村　清人	兵庫県尼崎市七松町三―一七―二〇	衆議院議員	○	八、二、一八
中道改革連合衆議院比例区近畿第３総支部	池田　香苗	中村　広美	大阪府堺市堺区中之町西一―一―一〇	衆議院議員	○	八、二、一六
中道改革連合衆議院比例区中国第１総支部	斉藤　鉄夫	稲田　隆則	広島県広島市安佐南区緑井二―一八―一五	衆議院議員	○	八、二、一六
中道改革連合衆議院比例区中国第２総支部	平林　晃	西岡　稔	広島県広島市東区上大須賀町四―六―一	衆議院議員	○	八、二、二四
中道改革連合衆議院比例区四国第１総支部	山崎　正恭	山内　大志	高知県高知市桟橋通四―一二―三六	衆議院議員	○	八、二、一六
中道改革連合衆議院比例区九州第１総支部	濵地　雅一	吉田　直樹	福岡県福岡市博多区奈良屋町一―六	衆議院議員	○	八、二、一六
中道改革連合衆議院比例区九州第２総支部	吉田　宣弘	柴田　康一	福岡県福岡市東区箱崎一一―一五	衆議院議員	○	八、二、一七
中道改革連合衆議院比例区九州第４総支部	河野　義博	包國　嘉介	福岡県福岡市早良区高取一―一八―四	衆議院議員	○	八、二、一六
れいわ新選組衆議院比例区南関東第一総支部	山本　譲司	井筒　高雄	東京都千代田区麹町二―五―二○	衆議院議員	○	八、二、二六